

大和市告示第180号

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年10月17日

大和市長 古谷田 力

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市民農園事業実施要綱（平成22年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 5 第1項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。